



ふるさと散歩
鳥摩の植物

ヒンジガヤツリ

植物観察会などで、秋の水田のふち、小川のほとり、すこし湿り気のあるような畑のそばなどを歩いているときと見つける植物である。

ヒンジとはどういう意味なのか、はじめてこんな観察会に参加した方だと、これは何の意味だかなかなかわからない方が多い。すこし考えてもらって、「ヒンジ」のジは「字」ですよ、とヒントを与えてやると、「あっ、わかった」とどなたかがきつとうれしそうに答えてくれる。

ヒンジは「品字」からきているのである。この植物の穂はまさに品の字である。なかなか

楽しい名で、これで観察会も楽しく盛り上がる。

カヤツリグサ科の一年草である。草丈はせいぜい20センチほど、秋深まったころ、根元から何本かの茎を立て、その先に品の字の形の穂をつけるわけだ。何となくユーモラスな穂をつける植物といえそう。

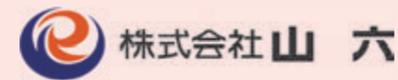
写真・資料提供
菱山忠三郎氏



鳥摩自然環境を大切に
法人会
写真・資料提供
菱山忠三郎氏



《今月の笑顔》



もりざね まりな
森實麻莉菜さん

いちかわ
市川アイコさん

法人会の《令和3年度税制改正に関する提言》

「コロナ渦における厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業に実効性ある支援と税制措置を！」

タックスコーナー

「令和2年分からの年末調整手続の電子化について」
～スケジュール編～

セミナーレポート／事業レポート



法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」まとまる

コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、 中小企業に実効性ある支援と税制措置を!

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」が、9月24日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「中小企業が事業継続するための税制措置」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」からなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

○新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要があり、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

○新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和を、スピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要があるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮し、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

○年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、

「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○新型コロナウイルス対策についても、政治の対応が迷走、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかとなった。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制と国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制を求める。

II 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

○中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅し、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、それが直ちに本則化することが困難な場合は、令和3年3月末日となっている適用期限を延長する。

○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置については、新型コロナウイルスの収束時期が不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

○昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

3. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減、あるいは免除する本格的な事業承継税制の創設を求める。

○相続税、贈与税の納税猶予制度は、猶予制度ではなく免除制度に改める。新型コロナの影響などを考慮すると、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するた

めには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、これから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念されるため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

○相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、基礎控除を引き上げ、相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げるべきである。

5. 地方税関係

○固定資産税については、令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

III 地方のあり方

○今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

IV 震災復興等

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

新しい会員企業 を募集しています

～ご紹介お待ちしております～

八王子法人会は、八王子市内で事業を営まれている法人企業約3,000社が加入しており、税や経営に関するセミナーや、異業種間の交流会など多種にわたる事業を積極的に開催しています。また、中小企業の立場に立った各種福利厚生事業など、多彩な会員サービスをご用意するとともに、租税教育や環境問題を中心とした地域貢献活動にも取り組んでいます。

会員の皆様のお知り合いや取引先など、まだ法人会にご加入いただけていない方がいらっしゃいましたら、ぜひご入会へのお口添えをいただければ幸いです。



◀ご入会案内
ホームページ

第3回理事会を開催 賀詞交歓会の開催などを承認

10月26日、八王子エルシィで開催された第3回理事会では、2021年度の役員改選に向けた役員選考委員会の設置や、税に関する絵はがきコンクールの入選作品選定、賀詞交歓会の開催等について審議が行われ、いずれの議案も満場意義なく承認されました。

決議された事項に基づき、今後、各委員会で事業遂行に向けた具体的な準備を進め、会員の皆さまへの告知を要するものについては、今後発行される情報誌



「きずな」に、順次、ご案内が封入されるほか、ホームページにも掲載されることとなります。なお、絵はがきコンクールの入選作品については、「きずな」12月号にカラーで掲載させていただきます。

「税を考える週間」協賛事業として ラジオ番組の収録を行いました

きずな10月号でご紹介の通り、当法人会社会貢献委員の馬場眞由美さんがパーソナリティをつとめるTokyo Star Radio (77.5mhz) の番組、『愛LOVE八王子』に役員が出演。11月中の5回の放送で税と法人会のPRを行うことになっています。税を考える週間に協賛しての今回の企画。10月下旬、11月2日の初回放送に向けた収録が行われ、多田会長と馬場さんとのトークが繰り広げられました。



多田会長

『愛LOVE八王子』パーソナリティ
馬場眞由美さん

小学校租税教室に今年度初めて講師を派遣

法人会が講師を担当する租税教室が、9月1日に第二小学校で開催されました。社会貢献委員会の曾我委員が講師を担当。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催予定が2学期、3学期へと変更になっています。社会貢献委員会、青年部会を中心に、租税教室の講師派遣へ積極的に取り組んでいます。



法人会インターネットセミナーをご活用ください

八王子法人会では、様々なテーマのインターネットセミナーをご用意させていただいています。研修場所に集まることが出来ない場合などでも、時間を選ばず視聴できます。

I D : **hj0183**
パスワード : **4875**



八王子法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp/>) の最上部「公益事業」にカーソルを合わせ、「オンラインセミナー等」をクリックすると、下記の画面が表示されます。ID、パスワードを入れてご利用ください。

植木の里親
~おもいつなぎ~

株式会社やましたグリーン



植木を一本でも多く救いたい

美山通りに近い下恩方町にある、株式会社やましたグリーン（山下力人社長/恩方地区）。遺品の庭木、実家の売却、引っ越し、入院などやむを得ず伐採や処分することになってしまう植木は多く、行政機関による引き取りなども現在ではほとんどありません。

たくさんの想いが込められた植木を一本でも多く救い、繋げていきたい、という想いから始められた「植木の里親」事業。少しずつ口コミで広がっていき、2018年のインターネットニュースを皮切りに、「NHKおはよう日本」「テレビ朝日スーパーJチャンネル」、朝日新聞、東京新聞などメディアでも取り上げられた結果、これまでに多くの植木を救うことができました。

「もらえる植物園」の開園へ

以前は公共事業中心に事業をされていた山下社長。今の事業を始めたきっかけは作業中の頸椎骨折の大怪我により、業務内容を見つめなおす中で、お客様の笑顔が見たいという想いを再確認したこと。それ以来、今年で8年目を迎えます。

「今まで引き取った植木は1000株以上になりますが、新たな里親が見つからないことも多くあります。今後は、植木を見てもらい、育て方をレクチャーできる部屋を備え、自由に見て引き取っていただける『もらえる植物園』を開園します。」と、山下社長はこれからの展望を語っていました。



プレオープン中の「もらえる植物園」



山下社長



敷地内の憩いの花壇



同社開催の森林セラピー



引取った植物たち

〒192-0154
八王子市下恩方町1207-9
TEL : (042) 635-8643/0120-834-028
FAX : (042) 635-3533
ホームページ: <http://yamashitagreen.com>
メールアドレス: contact@yamashitagreen.com



こちらのQRコードから→
BS朝日「freshufaces」
放送内容をご覧ください。



あなたの会社も登場してみませんか

詳しくはこちら

きもちいい靴

うさぎや株式会社



痛くない靴を求めて

今回ご紹介させていただく「うさぎや」八王子店（小俣能範社長/三崎町/中央地区）は、女性のための「痛くない靴」を扱って今年で22年目。地元八王子の他、北は北海道、南は沖縄まで自分に合う靴を見つけるため、日本全国から多くの女性が訪れます。女優の樹木希林さんも履かれた靴として、希林さんのファンから靴を求めて問い合わせも来ています。

お客様をひと目拝見すると その方に合った靴が分かります

創業は昭和32年。開店当初は男性向けの靴も取り扱っていましたが、女性の社会進出に伴い長時間履いても痛くない靴が求められるようになり、女性の靴に特化した店舗を展開。多くのお客様の心を掴むようになりました。

「お客様をひと目拝見するだけで足の形がおおよそ分かります。ひとりひとりの足に合った靴を提案し、痛くない靴をご案内することができるのが当店の特徴です。そのようなお店は少ないため、遠方からも足を運んで当店まで来ていただけます。」と小俣社長は語ります。購入されたお客様が、家族やお知り合いなどに紹介し、更に口コミで広まるといいます。「靴で悩みを抱える女性は多いです。長年抱える問題をスッと解決できる靴が当店にはあります。」と、お店の「キラリ輝く」部分を説明していただきました。



「うさぎや」八王子店外観



小俣社長



小俣社長おすすめの靴



店内には様々な靴が取り揃えられています

「うさぎや」八王子店

〒192-0084
八王子市三崎町4-14
TEL : (042) 627-5550
FAX : (042) 627-5570

営業時間: 10:00~19:30
※定休日はございません。
ホームページ: <http://www.usagiya-san.jp>
メールアドレス: tk-shoes@vega.ocn.ne.jp



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。

年末調整手順の電子化をご検討の方へ

スケジュール

令和2年分からの 年末調整手順の電子化について ~スケジュール編~

年末調整手順の電子化とは

令和2年10月以降、年末調整手順の電子化によるバックオフィス業務の簡便化ができるようになります。



スケジュール例(令和2年12月まで)

※年調ソフトを利用した場合

令和2年分の年末調整電子化に向けたスケジュール案です。具体的な内容については、対応するパンフレットをご覧ください。

	対応 パンフ	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国税庁からの 情報提供等	—	★FAQ(公開済)			★パンフレット				★年調ソフト公開		
				★年調ソフト プロトタイプ公開		★マイナポータル連携 接続テスト開始			★マイナポータル連携 サービス開始		

〔勤務先側の準備〕

従業員へ マイナンバー カード取得依頼		→									
実施方法の検討	勤1	→									
給与システム の改修等	勤2	→									
税務署への届出	勤2	→									
従業員へ年末調整 実施手順を周知	勤1							→			
年税額計算 ・精算処理	—										→

〔従業員側の準備〕

マイナンバー カードの取得		→									
年調ソフトの取得※	従1										→
保険会社等と マイナポータル との紐づけ作業	従2										→
控除証明書等 データの取得	従1										→
控除申告書データ 作成・提出	従3										→

※ 勤務先が控除申告書データを作成するためのアプリを配付する場合は「年調ソフトの取得」は不要となります。

次ページ：どんなメリットが？

電子化のメリット

年末調整手順の電子化とは、年末調整の際に、

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等をデータで取得し、
- ② そのデータを「年調ソフト」等に取り込んで従業員が保険料控除申告書などをデータで作成、
- ③ 控除額が自動計算された保険料控除申告書等を勤務先にデータで提供し、
- ④ 勤務先において、提供されたデータを基に年税額を自動計算し、提供されたデータを保管するもので、以下のようなメリットがあります。

勤務先のメリット

- 1 保険料控除や配偶者（特別）控除の控除額の検算が不要**
従業員が、年調ソフトの控除額の自動計算機能を利用して保険料控除申告書や配偶者控除等申告書を作成することにより、これまで給与担当者の負担となっていた、控除額の検算事務が不要となります。
- 2 控除証明書等のチェックが不要（従業員が控除証明書等データを利用した場合）**
従業員が保険料控除申告書の作成の際に控除証明書等データを利用すれば、給与担当者が毎年行っていた、従業員が提出した保険会社等の控除証明書等（書面）との突合作業が不要となります。
- 3 従業員からの問合せが減少**
年調ソフトの入力支援機能や、今後設置予定の「年末調整電子化ヘルプデスク（仮称）」を利用することにより、従業員から給与担当者への問合せが減少することが見込まれます。
- 4 年末調整関係書類の保管コストの削減**
従業員から提供されたデータを原本として保管するため、書類の保管が不要となります。（従業員から書面で提出を受けた書類がある場合は当該書類の保管が必要となります。）

従業員のメリット

- 1 控除額等の記入・手計算が不要**
これまで従業員が手計算していた配偶者（特別）控除や生命保険料控除の控除額について、年調ソフトに必要な項目を入力又は控除証明書等データを取り込むことにより、自動計算することができます。
また、「マイナポータル連携」を利用すれば、加入している保険のデータ等を年調ソフトに自動入力することができます。
- 2 控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要**
控除証明書等（書面）を紛失した場合は、これまで保険会社等に再発行を依頼していましたが、データ取得の場合、誤ってデータを消去してしまったとしても、迅速に再取得することができます。
- 3 データ提出なら押印が不要**
データ提出なら電子署名又はパスワードで提出できるので、テレワークの方などが押印・提出のために出社する必要がなくなります。
- 4 勤務先からの問合せが減少**
年調ソフトの入力支援機能を利用することにより誤りのない控除申告書が作成できますので、控除申告書の提出後、勤務先からの控除申告書の内容についての問合せが減少することが見込まれます。

Q：年調ソフトとはなんですか？
A：年調ソフト（年末調整控除申告書作成用ソフトウェア）とは、年末調整手順の際に従業員が作成する年末調整申告書を作成するために、国税庁が無償提供するソフトウェアです。（令和2年10月から利用可能予定）

Q：マイナポータル連携とはなんですか？
A：マイナポータル連携とは、従業員が年末調整申告書データの作成中に、保険料控除等で使用する控除証明書等データを、マイナポータル経由で一括取得する機能のことです。

年末調整手順の電子化、マイナポータル連携については、国税庁ホームページに詳しい情報を掲載しています。

こちらの2次元コードからご覧ください⇒



国税庁
(法人番号7000012050002)



法人会では、様々な分野の研修事業を展開しています。今回はこのうち、地区研修事業についてレポートします。

日本遺産に登録された高尾山の歴史について

法人会東地区では、高尾山薬王院執事 佐藤秀仁氏を講師にお招きし、令和2年6月19日に東京都初の日本遺産として認定された『高尾山』の歴史について、講演会を開催しました。修験装束(頭襟、修多羅袈裟、引敷、貝緒、錫杖)が意味している内容や、長年の修行で得た心のあり方など、貴重なお話を聞くことができました。講演の最後に法螺貝の独特な音を披露いただき、会場は綺麗な音色が響いていました。

(2020.10.22八王子エルシイ)



▲法螺貝の音を披露する 執事 佐藤秀仁氏



参加無料

多摩地域 知的財産相談会

特許、実用新案、意匠、商標の出願に関する事柄のほか訴訟、調査、外国での特許取得、著作権、輸入差止などに関する事柄について弁理士が無料で相談に応じます。

日本弁理士会関東会にて予約を受け付けますので、お電話でご予約下さい。

開催日			
2020年 12月15日(火)	2021年 1月20日(水)	2021年 2月16日(火)	2021年 3月17日(水)
時間 14:00~16:00 (30分/1回)			
① 14:00~14:30		② 14:30~15:00	
③ 15:00~15:30		④ 15:30~16:00	

会場

たましん事業支援センター
(Winセンター)

東京都立川市緑町3-4多摩信用金庫本店3階
最寄駅 JR立川駅 多摩モノレール立川北駅
※会場に駐車場はございませんので
公共交通機関をご利用ください。

主催：日本弁理士会関東会 共催：多摩信用金庫

予約先

日本弁理士会関東会 事務局
TEL：03-3519-2751

受付時間：月曜～金曜（祝日は休み）
9時～17時

※状況により中止となる可能性がございます。
開催状況は日本弁理士会関東会のホームページより確認ください。

（「多摩地域無料知的財産相談会」で検索可能です。）

電子申告で効率UP!
国税電子申告・納税システム
e-Tax
[e-Tax]なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!
e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!
添付書類の提出省略
還付がスピーディー

法人会が会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。
ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。 [イータックス](#) [検索](#)

今月の笑顔



株式会社山六

(元本郷町)

<https://www.yamaroku.co.jp/index.html>

▼今月の笑顔は、元本郷町の建築資材、建設工事、改修工事、介護関連などの事業をされている『株式会社山六』さんにお伺いしました。

▼真新しい社屋。各出入口には消毒液と足用消毒マットも完備され、感染予防も徹底されています。お忙しい中代表取締役の榎本行雄さん、総務部役員秘書の市川アイコさん、ミニロクメイト事業部事務の森實麻利菜さんにお話を伺いました。

▼市川さんは役員秘書として社長や役員など4名のスケジュール管理や来客対応などをされています。フィリピン出身で、日本に来て13年。お客様とのコミュニケーションの中でわからないことなど課題を克服していき、営業マンと業務のやりとりがスムーズに進むとやりがいを感じるそうです。「役員のスケジュール管理など、今後も秘書として更に上達していけるよう頑張っています。」(市川さん)

▼森實さんはミニロクメイト事業部でネット販売の注文対応、電話対応などをされています。入社半年になり、「今は日々勉強中です。電話で商品説明や納期などの問い合わせに対し、的確にお答えする事ができ、購入していただけた時にやりがいを感じます。」(森實さん)

▼休日はそれぞれ楽しませてもらっているお二人。「スポーツジムに行ったり、バスケットボールをしています。また、一時間程犬の散歩に行っています。」(市川さん)「友達と買い物をしたり、ネットでドラマや映画を見て楽しんでいます。」(森實さん)

▼「市川さんは社内を明るくしてくれ、仕事もミスなくこなしてくれています。森實さんは前職の栄養士から現在の事務へと職種が大きく変わりましたが、仕事の覚えも早く、人一倍業務を早く進めてもらっています。」(榎本社長)



ミニロクメイト事業部事務 森實麻利菜さん
代表取締役 榎本行雄さん
総務部役員秘書 市川アイコさん

▼「当社は主に建築工事や土木工事に使う建設資材を扱っています。建設会社が主なお客様で約400社と取引させて頂いております。建設業界の景気にもよりますが、今後は積極的に店舗展開を行っていき、拡大を進めることが最大の防御と考えています。また、今年はコロナウイルス感染拡大防止のため自粛させていただきましたが、『山六祭』という地域の方と交流するお祭りも年に一度開催しています。」と、榎本社長は、地域社会を大切にされる想いと今後の会社の更なる発展への想いを力強く語っていました。

お問合せ
八王子市元本郷町3-11-17

電話：042-624-8069
FAX：042-624-8060



発行者 公益社団法人 八王子法人会 会長 多田 充 伸 発行日 令和2年11月5日
編集者 公益社団法人 八王子法人会 広報委員長 清宮 仁 印刷 スズキ美術印刷(株)
発行所 公益社団法人 八王子法人会 東京都八王子市大横町14-25 東京都八王子市南町9-8
第45巻 第8号通巻480号 電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566 電話(042)626-2600(代)